

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (4月24日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
同意第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	6
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	8
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	10
議案第25号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	11
諸般の報告	12
日程の追加	13
議案第25号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	16
署名議員	16

平成30年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年4月24日
会期 1日間
閉会 平成30年4月24日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
4月24日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 同意第3号質疑、付託省略(即決) 承認第1号～第3号質疑、付託省略(即決) 議案第25号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第25号予算審査特別委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時15分	予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成30年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成30年4月24日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成30年4月24日 午前10時00分)

閉 会 (平成30年4月24日 午前11時24分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 住民福祉課長兼 佐久川 紀 亮
子ども子育て支援室長

総 務 課 長 知 念 和 史 企画観光課長 福 地 亮

財 務 課 長 真喜志 亮

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	同 意 第 3 号	教育委員会委員の任命について	提案説明 付託省略
5	承 認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	承 認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
7	承 認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第1号））	提案説明 付託省略
8	議 案 第 2 5 号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 5 号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから平成30年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 金城 勇議員及び6番 前田 孝議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。同意第3号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。
住 所 大宜味村字田嘉里1238番地1
氏 名 山上 晶子
昭和45年4月17日生

平成30年4月24日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書等については、添付してございますのでよろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 同意第3号の教育委員会委員の任命についての専任はどういうふうになされたのか説明していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件につきましては、現在、教育委員であります方が30日でもって任期が終わるわけですが、再任はちょっと辞退したいということがありまして、各3区の区長にお願いしまして、何とか人選をしていただきたいということでお願いをし、なかなか人選ができないという状況になって、もう一度、新しい区長の皆さんにもお話をしましても、なかなかできないということで、ある情報の中から今回上げております方を、適任であるからという声がありまして、私が直接お会いして任命することにしました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第3号については、同意することに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月24日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容については財務課長のほうから説明いたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) 財務課長。

(真喜志 亮財務課長 登壇)

○ 財務課長(真喜志 亮) それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が、平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

まず、第1条に大宜味村税条例等の一部を改正する条例と平成27年条例第21号にて改正した附則の未執行の部分の一部改正を第6条で改正する条例がございまして。

主な改正内容について御説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

説明資料の新旧対照表で主な改正内容について御説明いたします。説明資料の3ページをお開きください。

第24条は、障害者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の所得要件を135万円に引き上げる改正と均等割の非課税限度額の引き上げるものでございます。施行期日は、平成33年1月1日からとなります。

次に説明資料の4ページをお開きください。第34条の2及び第34条の6は、所得控除等に所得要件を創設する所要の整備でございまして。施行期日は、平成33年1月1日からとなります。

説明資料の5ページをお開きください。第36条の2は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件に係る規定の整備でございまして。施行期日は、平成31年1月1日からとなります。

説明資料の8ページをお開きください。第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定の整備でございまして。施行期日は、平成30年4月1日からとなります。

続いて、説明資料の9ページをお開きください。第48条は、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて第2項及び第3項に規定し、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について、第10項から第12項に規定する所要の整備でございまして。施行期日は、申告書の電子情報処理組織による提出義務の部分については、平成32年4月1日。その他は平成30年4月1日からとなります。

続いて、13ページをお開きください。第52条は、納期限の延長の場合の延滞金について、更正があった場合の控除について規定する所要の整備でございまして。施行期日は、平成30年4月1日からとなります。

説明資料の16ページをお開きください。第53条の7は、OCR処理用の納入書を使用する市町村の所要の整備でございまして。施行期日は、平成30年4月1日からとなります。

続いて、17ページをお開きください。第92条から第94条は、喫煙用のたばこの区分として、加熱式たばこの区分を創設し、加熱式たばこを製造たばことみなし、加熱式たばこに係る課税標準等を創設する整備でございます。施行期日は、平成30年10月1日からとなります。

続いて、説明資料の22ページをお開きください。第95条は、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げることとする所要の整備でございます。

説明資料の26ページをお開きください。附則第10条の2は、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定を先端設備等導入計画に従って取得をした、先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について所要の整備でございます。なお、特例措置による減額割合は、法律の基準を参酌しております。施行期日は、平成30年4月1日及び生産性向上特別措置法する法律の施行の日からとなります。

次に説明資料の33ページをお開きください。附則第11条から附則第13条は、土地の価格の下落修正措置及び負担調整措置を3年間延長する所要の整備でございます。施行期日は、平成30年4月1日からとなります。

第2条から第5項は、たばこ税の段階的に引き上げを行う改正となっております。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第1号は、承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民

健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月24日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 佐久川紀亮住民福祉課長兼子ども子育て支援室長。

(佐久川紀亮住民福祉課長兼子ども子育て支援室長 登壇)

○ 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長(佐久川紀亮) それでは、内容を説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が、平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、4月1日から施行したところでございます。そのため同法第179条第3項の規定に基づき報告を申し上げ、承認を求めるようにしております。

説明資料の新旧対照表で改正内容について御説明いたします。なお、字句の追記、修正等は説明を省略させていただきます。

説明資料55ページからです。今回、条例の主な改正点は3点であります。1点目の改正は、課税限度額の見直しについてです。第2条第2項ただし書き中の基礎課税額の限度額及び第23条中の基礎課税額の限度額が「54万円」から「58万円」に引き上げる改定となります。

説明資料56ページをお開きください。2点目は、低所得者世帯等に対する軽減措置の拡充についてです。第23条2号中の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に引き上げる改定となります。

3点目は、同条第3号中の2割軽減となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「49万円」から「50万円」に引き上げる改定となります。

施行期日は、平成30年4月1日からとなります。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略し

ます。

これから承認第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第2号については、承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年4月24日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、業務の主管課変更に伴い、一般会計予算の組み替えを行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分により補正を行いました。

歳入歳出予算総額の増減はなく、歳出予算の款項間の組み替えによるもので、2款1項3目会計管理費、公有財産管理システム保守委託料115万8,000円を2款1項4目財産管理費に、2款1項8目財政管理費、ふるさと納税に係る役務費や委託料9,238万3,000円を7款1項2目観光費へ組み替えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第1号))を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第3号は、承認されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)

平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成30年4月24日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 財務課長。

(真喜志 亮財務課長 登壇)

- 財務課長(真喜志 亮) 平成30年度大宜味村一般会計予算(第2号)の概要を説明します。

今回の予算の補正は、歳出のみの補正となっております。

歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開きください。

1款から10款にかけて人件費の補正がありますが、これは人事異動等に伴う職員構成の変動等によるものです。なお、職員の人件費に係る補正については、説明を省略させていただきます。

2款総務費457万8,000円の増額ですが、主に財産管理費でやんばるの森ビジターセンター付近ケーブル修繕、改善センター管理費で改善センター外壁修繕によるものです。

8款土木費72万7,000円の増額ですが、江洲定住促進団地の調停に係る賠償金によるものです。

14款予備費543万4,000円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時26分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に東 武久議員、副委員長に大城佐一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時30分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第25号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第25号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 7 2 号

平成30年4月24日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第25号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	原案可決 賛成多数

（東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（東 武久） ただいま議題となりました議案第25号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び企画観光課長の出席を求め、午前10時30分予定を5分繰り下げて審査を行いました。

議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）は、質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第25号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

これまでに本村の行政執行上の不手際による無駄な予算執行について、納税者の血税で補てんを許しています。責任の所在を明らかにせず議会を軽視し、村民を蔑ろにした懸案は許されることではありません。私は、行政執行上の不手際による無駄な予算執行等についての指摘を一般質問や討論を繰り返し訴えてきました。

本案には、宅地造成費による賠償金727千円の予算が計上されています。損害賠償請求調停申立人によると、定住促進を目的にした宅地分譲地を整備した土地を買い求めて居住しています。しかし、村に対して、宅地分譲地内隣地の太陽光発電パネルによる被害に対応してほしいと要請したが、買戻特約があるにもかかわらず、買戻さなければならないことを認めつつ、村所有でないことを理由に対応しなかった。村は、隣地の所有者でなくても、分譲地を住宅にする義務があり、それを怠ったことによって発生した損害賠償する義務がある（国家賠償法1条1項）として調停を求めたものです。

隣地の宅地は、登記簿謄本によると平成11年4月2日に村から購入し、同日付で10年間の買戻特約も付しています。しかし、平成27年9月11日に買戻権を抹消し、同日付で所有権移転もした直後に、太陽光発電パネルは設置されています。

平成10年3月5日、村が住宅政策に基づいて造成した住宅用地の分譲について必要な事項を定めることを目的として村宅地分譲規定を制定しています。自ら居住する住宅を建設するために、宅地を必要とする者や、契約締結の日から5年以内に建築予定のある者等の譲受人の資格要件が定められているにもかかわらず、買戻特約に沿って買戻さなければならないことは基より、買戻権を抹消した行政行為は、村は自ら村宅地分譲規定をないがしろにした懸案です。また、平成28年9月28日、村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に背き、真逆に固定化する対応の懸案です。

村は、隣地の所有者でなくても、分譲地を住宅にする義務があるのに、ずさんな行政執行から発生した宅地造成費による賠償金については、村民や納税者に対して信頼を得ることができない、行政執行上あってはならない懸案です。分譲地を住宅にする義務と村の財源を求めるのではなく、議会や村民に対して納得のできる説明と責任を示すべきと考えます。村民や納税者を軽視するような無責任な行政執行に対し現時点では反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 私は、本案について賛成の立場から討論します。

前回は申し上げましたが、反対討論をなさるんでしたら、委員会の中でもきちんと反対討論を申し上げていただきたいと思っております。

先ほど買戻特約をしていないという御指摘がございましたが、これは村当局の失念から生まれたものであろうと、これは指摘せざるを得ないのは同感であります。

そしてこの件も含めて、過去のものを含めると3件ほど返還金等いろいろ出てきたのは皆さん御存じのことであるわけですが、責任を明確にすべきだという反対討論者の発言もありましたけれども、そもそも、過去のこの3件については前村政の中で起こったことなんです。

現在の村政はそれを解決すべく皆さんに了解をもらうという議案の内容ではなかったかと思うんですね。もし責任云々ということでありましたら、前村政に対して責任追及をやるのが、これが筋だろうと私はそこは指摘しておきたいと思います。

また、先ほど反対者がおっしゃっていた村民に対する説明というのは当然やるべきだろうと、それは村当局は村広報なりでやっぱり村民に説明をしていくだろうと考えております。

結論を申し上げまして、今回の件については、前村政の処理を現村政は行っているということだけは強く申し上げまして、賛成討論といたします。皆さんの御賛同のほうよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。7番 安里重和議員。

（7番 安里重和議員 登壇）

○ 7番（安里重和） 議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）について反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、今回の補正予算の中には、江洲定住促進団地に伴う賠償金が含まれているからであります。

江洲定住促進団地土地売買契約は、平成11年4月2日に締結しております。土地売買契約書の、一部を抜粋して読み上げます。（建築義務）第10条、乙はこの契約締結の日から起算して3年以内に建築基準法などの法令に適合する、みずから居住する住宅を建築しなければならない。（宅地の買戻）第15条2項、買戻の期間は契約締結の日から10年を経過する日までとうたわれております。

この様な、契約事項を約16年間も放置した。この事は行政のミスであり、なぜ村民の血税で補てんするのか。村民の血税で支払うのであれば村民の責任と言う事になるのでしょうか。行政管理職が責任を取るべきではないのか。昨年度より、立て続けに行政のミスが発覚し村民の血税を補てんしています。これは、明らかに行政の怠慢と言わざるをえません。

村民は、このような状況で安心して行政を任せる事ができるのか。また、必死で血や汗を流して働いた報酬から安心して税金を支払うと思いませんか。村民の立場に立った、議員各位の賛同を申し上げまして反対討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員